



2025 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A C C E S S
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 大 石 清 恭
(コ ー ド 番 号 4 8 1 3 東 証 プ ラ イ ム)
問 合 せ 先 執 行 役 員 C F O コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 岡 田 充 弘
(T E L . 0 3 - 6 8 5 3 - 9 0 8 8)

2025 年 1 月 期 決 算 短 信 の 開 示 が 期 末 後 50 日 を 超 え た こ と に 関 す る お 知 ら せ

当社は、本日 2025 年 1 月 期 決 算 短 信 の 開 示 を 行 い ま し た が、当該開示が決算期末後 50 日を超えた理由及び今後の決算開示につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

株主及び投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 決算短信の開示が期末後 50 日を超えた理由

当社は、2024 年 11 月 29 日付「特別調査委員会設置及び 2025 年 1 月 期 第 3 四 半 期 決 算 発 表 の 延 期 並 び に 2025 年 1 月 期 通 期 連 結 業 績 予 想 の 修 正 に 関 す る お 知 ら せ」にてお知らせしたとおり、ネットワーク事業における新興顧客を中心として増加した売掛金の一部の回収期間の長期化の原因等を調査する過程において、当社米国子会社における一部取引について、不適切な売上計上の疑義（以下、「本件疑義」といいます。）が生じたため、網羅的かつ深度ある調査を実施するために当社と利害関係を有さない外部専門家を中心として構成される特別調査委員会を設置し、当社は事実関係の解明及び決算関連手続きの早期完了のため、特別調査委員会による調査に協力をしてまいりました。

その後、当該調査の過程で本件疑義に類似する事案やソフトウェア資産に係る会計処理の適否に関する疑義（以下、これらを総称して「追加調査事項」といいます。）が検出されたため、特別調査委員会には追加調査事項を含めた調査の実施を委嘱し特別調査を継続してまいりました。

当社は、本日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会による調査結果を踏まえ、今回の調査の過程で検出された事項について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断し、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表等を訂正することといたしました。これら特別調査委員会の調査の完了、当該調査結果を踏まえた決算手続及び監査法人の監査手続等に相当の時間を要したことから、2025 年 1 月 期 の 決 算 発 表 が 期 末 後 50 日 を 越 え る こ と と な り ま し た。

2. 今後の予定及び改善への取り組みについて

当社は、今回の決算開示が遅延したことを厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。今後に向けては、決算期末後 45 日以内に開示できるよう、体制整備と適切な情報開示に取り組んでまいります。

以 上